立ち読みコーナー http://www.lotus21.co.jp/ta

税務

## 「庭内神し」の敷地を非課税財産に変更

既に申告済みのものにも適用、申告期限から5年以内であれば還付対象

約፟ጷ

- > 国税庁、従来の取扱いを改め、 定の「庭内神し」の敷地を相続税 の非課税財産に変更。
- 既に申告済みのものも適用対象。 変更を知った日の翌日から2月以 内に更正の請求をすることが可能。

国税庁は7月13日、従来の取扱いを改 め、一定の庭内神しの敷地を相続税の非課 税財産として取り扱うことを明らかにし た。従来、課税当局は、庭内神しそのもの は相続税の非課税財産(一部課税対象)と する一方で、その敷地は課税財産としてい た。しかし、東京地裁平成24年6月21日 判決(確定)が、一定の庭内神しの敷地は 相続税の非課税財産となる旨を判示。今回 の変更は、この判決を受けたものだ。

国税庁は、東京地裁判決に沿ったかたち で、①庭内神しとその敷地との位置関係や 庭内神しの敷地への定着性、②庭内神しの 建立の経緯や目的、③現在の礼拝の熊様等 を踏まえたうえで、その庭内神しと社会通 念上一体のものとして日常礼拝の対象とさ れているといってよい程度に密接不可分の 関係にある相当範囲の敷地については、相 続税の非課税財産として取り扱う旨の見解 をホームページ上で明らかにしている。

取扱い変更のきっかけとなった東京地裁 判決の事案では、①庭内神しがコンクリー

ト打ちの土台により敷地に固着されてお り、周りに鳥居や参道が設置される等、外 形上、小さな神社の境内地の様相を呈して いること、②庭内神しは約100年前の建立 以来、移設されたことがなく、敷地を非課 税財産とする目的で建立されたものではな いこと、③現に日常礼拝等の用に直接供さ れていることなどが認定されたうえで、敷 地が相続税の非課税財産に該当する旨の判 断が示されていた。

なお、今回の変更は、申告済みの相続財 産にも適用される。この場合は、取扱いの 変更を知った日の翌日から2か月以内に更 正の請求を行う必要があるが、法定申告期 限から既に5年を経過していれば、減額更 正が認められない点に注意が必要だ。

また、更正の請求を行う際には、庭内神 しの敷地が、前述した国税庁が明らかにし た条件を満たす旨を実測図や写真などによ り説明する必要がある。裁判となった事案 では、結果的に土地の課税価格が約450万 円減額されている。これを踏まえれば、課 税財産のなかにある「庭内神し」の敷地 が、非課税財産に該当するのか否かを検討 する価値はあるといえそうだ。

## 「庭内神し (ていないしんし)」とは?

屋敷内にある神の社や祠等といったご神 体(不動尊、地蔵尊、道祖神、稲荷等)を 祀り日常礼拝の用に供しているものをいう。